

グループホームにおける権利擁護・虐待防止に関する啓発セミナー

ふくし@JMI 小湊 純一（社会福祉士）

1 利用者本位・権利擁護

利用者にはどのような権利があるのでしょうか。

福祉サービスの基本法である「社会福祉法」には、次のように福祉サービスの理念が規定されています。

※ 社会福祉法（福祉サービスの基本的理念）

「第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。」となっています。

2 運営基準（抜粋）

認知症対応型共同生活介護

（1）基本方針

共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

（2）人員基準

- ① 保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者であって、一以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。
- ② 共同生活住居の管理者は、適切なサービスを提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、三年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
- ③ 代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、

指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(3) 運営

- ① サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- ② 正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

(4) 取扱方針

- ① 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われなければならない。
- ② 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。
- ③ サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- ④ 共同生活住居における介護従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- ⑤ サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- ⑦ 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- ⑧ 自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(5) 介護計画

- ① サービス計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。
- ② 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したサービス計画を作成しなければならない。

- ③ 計画作成担当者は、サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- ④ 計画作成担当者は、サービス計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- ⑤ 計画作成担当者は、サービス計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者がサービス計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行うものとする。

(6) 介護

- ① 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。
- ② その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
- ③ 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(7) 便宜の提供

- ① 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。
- ② 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- ③ 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(8) 緊急時

- ① 介護従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(9) 勤務体制の確保

- ① 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。
- ② 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

- ③ 介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（施設関係概要）

（1）目的

- ① 高齢者の尊厳の保持にとっての高齢者に対する虐待防止の重要性
- ② 高齢者の権利利益の擁護

（2）定義

- ① 「高齢者」 六十五歳以上の者
- ② 「養護者」 高齢者を現に養護する者
- ③ 「高齢者虐待」 養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待
- ④ 「養護者による高齢者虐待」
 - ア 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - イ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるア、ウ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
 - ウ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - エ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ④-1 養護者又は高齢者の親族が高齢者の財産を不当に処分すること。高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- ⑤ 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」
 - 老人福祉法：老人福祉施設有料老人ホーム、老人居宅生活支援事業
 - 介護保険法：地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター、居宅サービス事業、地域密着型サービス、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業、
 - ア 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - イ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - ウ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - エ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - オ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益

を得ること。

(3) 高齢者虐待の防止等のための措置

- ① 設置者又は事業者の責務
 - ア 職員研修の実施
 - イ 苦情の処理の体制の整備
 - ウ 職員による高齢者虐待の防止等のための対応

(4) 高齢者虐待の通報

- ① 職員は、職員による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならない。
- ② 職員による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならない。
- ③ 職員による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村に通報するよう努めなければならない。
- ④ 職員による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- ⑤ 守秘義務に関する法律は、通報（虚偽や過失を除く。）をすることを妨げない。
- ⑥ 職員は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(5) 通報等を受けた場合の対応

- ① 養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保する。
- ② 老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使する。

(6) 公表

- ① 都道府県知事が公表する。
 - ア 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況
 - イ 養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置

(7) 財産上の不当取引による被害の防止

- ① 市町村は、高齢者の被害についての相談に応じる。または関係機関を紹介する。

(8) 成年後見制度の利用促進

国・県市町村は、高齢者虐待の防止、保護、被害の防止、救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等により、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

(9) その他（緊急性の判断）

緊急性があると判断した場合は、直ちに保護を行う必要があります。

生命の危険性、医療の必要性、加害者との分離の必要性、虐待の程度と高齢者の健康状態、介護者の心身の状態等から総合的に判断します。

- ① 本人が保護救済を強く求めている。
- ② 生命に危険な状態。（重度の火傷や外傷・褥そう，栄養失調，衰弱，脱水症状，肺炎等）→ 医師に判断を依頼することが有効
- ③ 生命に危険な行為が行われている。（頭部打撃，顔面打撃，首締め・揺さぶり，戸外放置，溺れさせる等）
- ④ 確認できないが，上記に該当する可能性が高い。

4 権利侵害の背景

- (1) 障がい等により自分の権利を自分で守れない。
- (2) 世話をする側とされる側の上下関係がある。
- (3) 生活支援の場が密室になる。
- (4) 認知症・高齢障害者の理解が不足している場合がある。
- (5) 権利擁護・人権感覚の理解が不足している場合がある。
- (6) 自分で情報を集めて選び判断することが難しい。
- (7) 人には「相性」がある。
- (8) 後見のシステムがまだ一般化していない。

資料 権利侵害の事例

とある入居施設（氏名、名称はすべて仮名です。）

～その1～

登場人物：利用者佐藤さんに会いに来た安田さん（知人）と、職員A

あらすじ：認知症のある佐藤さんに、知り合いの安田さんが面会に来ました。

職員Aに、面会に来た事を告げ、佐藤さんがどちらにいるか尋ねます。

安田さん：「こんにちは。」

職員A：「こんにちは、面会ですか？」

安田さん：「はい。佐藤さんに会いに来たのですがお部屋はどちらでしょうか？」

職員A：「佐藤さまですね。さっきまでそのあたりに・・・」（と、ホールを見渡すが姿が見えない。）

職員A：「佐藤さまはその先のトイレあたりを徘徊されていると思います。」

*言葉の虐待、マニュアル、放置、理解不足

～その2～

登場人物：職員Bと認知症のある利用者日下さん

あらすじ：施設では身体拘束廃止に向けて検討中

日下さんは、アルツハイマー病があり、理解力・判断力が著しく低下してきています。さらに、嚥下性肺炎で寝込んでから足腰が弱くなり、一人で歩くことが難しくなりました。しかし、自分では歩けると思っているため、車椅子に座っていてもすぐ立ち上がろうとします。説明しても話が伝わらず、職員は、転ばないように見守りするのが大変になってきました。そんなある日のこと・・・

職員B：「日下さん危ないから立たないでください。座ってってばー、ほんとにもーい
いかげんにしてください！」（と肩を手で押さえて座らせています。）

日下さん：「何でしょう！いったい・・・」（と、ぶつぶつ言いながら、また何度も、立ち上がろうとします。）

職員B：「日下さん、日下さん！座っていてくださいと何回言えばわかるんですか！」（と、声を荒げています。）

*介護放棄、言葉の虐待、抑制、理解不足

コンプライアンスルール作成のテーマ

利用者権利に関する、以下の3つの項目ごとにテーマを一つ決めてコンプライアンスルールを作ってみます。

具体的で実行可能なルール（行動の基準）を作ります。

権利擁護にも配慮された良質なサービスが実際に提供できると、スタッフ一人の責任感、満足感が得られるだけでなく、事業者として最も重要な、利用者や家族からの信頼を得ることにつながります。

項目	対応のルール	具体的な実施方法
普通の生活支援 (人格の尊重)		
丁寧な話し方・聞き方		
丁寧な対応		

(運営基準からの抜粋)

- ① 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、**妥当適切**に行われなければならない。
- ② 利用者一人一人の**人格を尊重**し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。
- ③ サービス計画に基づき、**漫然かつ画一的なものとならないよう**配慮して行われなければならない。
- ④ 共同生活住居における介護従業者は、サービスの提供に当たっては、**懇切丁寧**に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、**理解しやすい**ように説明を行わなければならない。

--	--

グループホームにおける権利擁護・虐待防止に関する啓発セミナー 『気づきシート』

項 目		自己評価	研修によって気づいたこと等
法的根拠 と役割	社会福祉法の理念	1 : 2 : 3	
	運営基準の理解	1 : 2 : 3	
	高齢者虐待防止法	1 : 2 : 3	
権利擁護 の必要性	権利侵害の背景	1 : 2 : 3	
	無意識の権利侵害	1 : 2 : 3	
権利擁護 の基本 ルール作 り	普通の生活支援	1 : 2 : 3	
	丁寧な話し方・聞き方	1 : 2 : 3	
	丁寧な対応	1 : 2 : 3	
	コンプライアンスル ール	1 : 2 : 3	
その他			

1:理解できた 2:まあまあ理解できた 3:不十分だった (該当する番号に○を付ける)